報告第１号

資 料 ２

「電話で予約バス」の移設について（2件）

①電話で予約バス（帷子地区を除く全6地区）「市役所」
②電話で予約バス（羽崎・二野・久々利地区）「円明寺」

【 ① 市役所 】

（1.経緯）

・主たる利用者である高齢者が使いやすくなるよう、停留所が目的地から近くなること、また庁舎内で待つ等のバス待ち環境を確保できるようにするため。

（2.理由）

・「電話で予約バス」は、タクシー車両を活用しており、駐車場内での安全確保に影響がないこと。

（3.検討状況）

可児市の土地（財産）管理を所管する可児市管財検査課及び運行事業者との協議を実施。
その結果、安全性や運行、法令等に支障はなく、移設には問題がないという結論に至った。

（4.位置図）

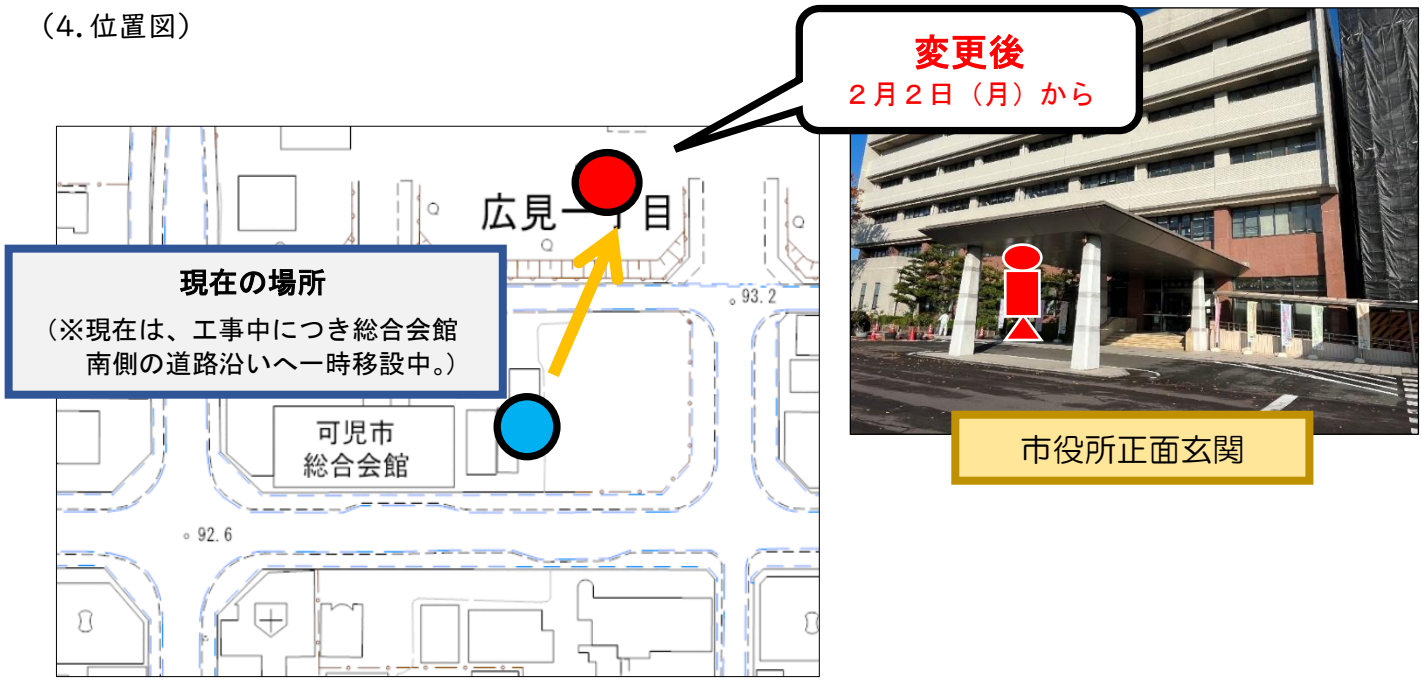

【 ② 円明寺 】

（1.経緯）

地元自治会から「電話で予約バス」のバス停の移設要望があった。

（2.理由）

・地区要望による地域住民の総意であり、停留所が住宅地と近くなり住民が利用しやすくなること。

・移設先について交通安全上の問題がなく、土地所有者の了承を得ていること。

（3.検討状況）

現場確認の上、安全性や運行、法令等に支障はなく、移設には問題がないという結論に至った。

（4.位置図）

